

## 静岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

静岡県知事 川勝平太

### 1 施行者の名称

焼津市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

志太広域都市計画下水道事業 焼津市公共下水道

### 3 事業施行期間

自 昭和45年1月9日

至 令和13年3月31日

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和45年1月9日静岡県告示第12号、昭和47年2月12日静岡県告示第115号、昭和48年11月24日静岡県告示第1080号、昭和55年6月24日静岡県告示第558号、昭和58年8月19日静岡県告示第747号、昭和61年7月1日静岡県告示第625号、平成5年4月9日静岡県告示第423号、平成8年3月29日静岡県告示第358号、平成12年4月21日静岡県告示第413号、平成16年8月13日静岡県告示第853号、平成18年4月14日静岡県告示第514号、平成22年3月30日静岡県告示第298号、平成27年3月31日静岡県告示第314号、平成30年11月16日静岡県告示第778号、令和5年3月24日静岡県告示第199号の事業地のうち、静岡県焼津市大字石津字下島、大字石津向町、大字石津中町、大字石津港町、大字下小田中町の全部を削るとともに、大字小川、大字小川字汐入、大字石津地内において事業地を変更する。